九の七の四　こころの連携指導料(Ⅰ)の施設基準
孤独・孤立の状況等を踏まえ、精神科又は心療内科への紹介が必要であると認められる患者に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
九の七の五　こころの連携指導料(Ⅱ)の施設基準
(1)　精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関であること。
(2)　孤独・孤立の状況等を踏まえ、精神科又は心療内科に紹介された精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
九の七の六　プログラム医療機器等指導管理料の施設基準
(1)　プログラム医療機器等指導管理料の注1の施設基準
プログラム医療機器等の指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　プログラム医療機器等指導管理料の注3の施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
九の八　退院後訪問指導料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者
(1)　別表第八に掲げる状態の患者
(2)　認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態の患者
十　薬剤管理指導料の施設基準等
(1)　薬剤管理指導料の施設基準
イ　当該保険医療機関内に薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。
ロ　薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。
ハ　入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。
(2)　薬剤管理指導料の対象患者
別表第三の三に掲げる医薬品が投薬又は注射されている患者
十の二　薬剤総合評価調整管理料の注3に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二の二　診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算の施設基準
連携する保険医療機関等とあらかじめ地域連携診療計画を共有しており、診療情報を含めて評価等を行うための機会を定期的に設けていること。
十の二の三　診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準
(1)　他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受が可能なネットワークを構築していること。
(2)　他の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。
十の二の四　連携強化診療情報提供料の施設基準等
(1)　連携強化診療情報提供料の注1に規定する施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　診療所又は許可病床数が二百床未満の病院
ロ　特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床の数が二百床未満であるものを除く。）、外来機能報告対象病院等（医療法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）又は許可病床数が四百床以上である病院（一般病床の数が二百床未満であるものを除く。）、外
(2)　連携強化診療情報提供料の注1に規定する他の保険医療機関の基準
イ　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が(1)のイに掲げる施設基準を満たす場合にあっては、(1)のロに掲げる施設基準を満たす保険医療機関であること。
ロ　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が(1)のロに掲げる施設基準を満たす場合にあっては、(1)のイに掲げる施設基準を満たす保険医療機関であること。
(3)　連携強化診療情報提供料の注2及び注3に規定する施設基準
次のいずれかの指定を受けている保険医療機関であること。
イ　難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病の患者に係る場合に限る。）
ロ　てんかん支援拠点病院（てんかんの患者に係る場合に限る。）
(4)　連携強化診療情報提供料の注4及び注5に規定する施設基準（診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）においては注2及び注3）
当該保険医療機関内に妊娠中の患者の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二の五　医療機器安全管理料の施設基準
(1)　臨床工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合の施設基準
イ　当該保険医療機関内に生命維持管理装置等の医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士が一名以上配置されていること。
ロ　生命維持管理装置等の医療機器の安全管理につき十分な体制が整備されていること。
(2)　放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合の施設基準
イ　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
ロ　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
十の二の六　がんゲノムプロファイリング評価提供料の施設基準
がんゲノムプロファイリング検査に係る届出を行っている保険医療機関であること。
十の三　精神科退院時共同指導料の施設基準
精神科退院時共同指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十一　歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患
分類表に規定する疾病のうち別表第四に掲げる疾病
第四　在宅医療
一　在宅療養支援病院の施設基準
次のいずれかに該当するものであること。
(1)　次のいずれの基準にも該当するものであること。
イ　保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。
ロ　在宅医療を担当する常勤の医師が三名以上配置されていること。